

弁護士による相談会のご案内

ギャンブル依存症によるギャンブル等を原因とする借金や 債務整理の問題でお悩みのかたへ

さいがた医療センター依存症診療部門では2020年6月より「弁護士による無料法律相談窓口」を設置しました。

ギャンブル依存症によるギャンブル等を原因とする借金や債務整理の問題でお悩みのかたが治療や回復に向けて問題解決していけるよう新潟県弁護士会所属の担当弁護士に相談することができます。

相談は、当院外来通院・入院治療中(初診のかたを含む)のかたが利用できます。

ギャンブル依存症とは、ギャンブルによって日常生活に支障が出ているにもかかわらず、自分の意思ではやめることができない状態をさします。なかにはギャンブルに過度にのめり込んでしまいコントロールができなくなった結果、多額の借金や多重の債務を抱え、生活が立ち行かなくなってしまうことがあります。まずは病気であることを認め、回復プログラムに取り組むことで、ギャンブルを必要としない生活を送ることができるようになります。

借金や多重債務の問題については、ギャンブル依存症からの回復とともに債務整理や生活再建の方法を考えることが大切です。債務整理にあたっては自分一人で解決するのは困難です。法律の専門家である弁護士への相談をお勧めします。

ご利用の流れ

1. 対象となるかた.

当院精神科で「ギャンブル依存症」の診断を受け、治療中のかたとそのご家族。



2. ご予約方法

下記までご連絡ください。相談日時を調整します。

相談会は毎月第4水曜日の午後より開催し、1回45分、事前予約制となります。

■お問合せ・お申込み先

さいがた医療センター 精神科ソーシャルワーカー 阿部・藤崎・大森

☎ 025 - 534 - 3131 (代表) 受付時間：平日月曜～金曜 9:00 - 17:00



3. ご相談

お借入れ状況などをお伝えし、問題の整理や解決策を相談します。

ご相談の際は、出来るだけ借入の内容がわかる資料（契約書や明細書）をご用意ください。

資料がない場合は覚えている範囲でお聞きします。

治療・回復支援の一環としての法律相談となるため、弁護士との相談には病院スタッフ（看護師やソーシャルワーカー）もご同席させていただくことをご了承ください。

継続的な相談を希望される場合は別途、弁護士との個別契約の締結が必要となります。

私たちは、ギャンブル依存症からの回復をサポートいたします！

ひとりで悩まずに相談してみませんか？ 相談することが問題解決の第一歩です！

独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター

依存症診療部門 Sai - DAT (Saigata Division of Addiction Treatment)